

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中で医療、介護などの社会保障への対応、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実施、マイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合った地方財政の確立を目指す必要があります。

こうした状況のなかで、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税を算定するものとなっており、一律的な導入は「インセンティブ改革」とあわせて、地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能が果たせなくなる懸念があります。

本来、必要な公共サービスを提供するために、財源面でサポートするのが地方財政計画の役割です。

また、地方歳出の大半は法令等で義務付けられた経費等であり、社会保障費の増加分を地方の給与関係費や投資的経費などの削減で吸収する対応は、限界にきています。

このため、2019年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、人的サービスとして社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要です。

よって、国におかれましては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2019年度の地方交付税及び一般財源総額の拡大に向け、下記の事項について、特段の配慮をされるよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の拡大を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療体制、地域包括ケアシステム、介護保険制度、国民健康保険制度や生活困窮者自立支援などの社会保障制度について、人員確保などのニーズに対応するとともに、社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税におけるトップランナー方式など地方の歳入・歳出の効率化を議論する場合は、地方自治体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方の財政力や行政コストの差は、人口規模や高齢化率、経済情勢、地理的条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。
- 4 地方自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を確保し、更に充実させる観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
なお、偏在性の小さい地方税体系の構築を目指しても、なお税源の偏在は残ることから、地方交付税総額は確保すること。
- 5 地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。

また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

- 6 安定した財源確保と事業の円滑な推進のため、地方財政対策の予見可能性の向上を図るとともに、一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定する地方交付税の本来のあり方を踏まえた上で、地域の実情に配慮しつつ、財源保障機能、財政調整機能が損なわれないようにすること。

平成 30 年 6 月 22 日

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
経 済 産 業 大 臣
内 閣 官 房 長 官 宛
内閣府特命担当大臣
（ 経 済 財 政 政 策 ）
内閣府特命担当大臣
（ 地 方 創 生 規 制 改 革 ）

長野市議会議長 小林 治晴